

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成20年11月26日（水） 10:00～

場 所 北海道農政事務所5階会議室

出席者 総務管理官、庶務課長、人事課長、経理課長、会計室長、
農政推進課課長補佐、消費・安全部消費生活課長、食糧部消費流通
課長、統計部統計調整課長

概 要

1. 北海道農政事務所における発注者綱紀保持対策の実施状況について説明

- (1) 第1回北海道農政事務所発注者綱紀保持研修の開催報告（資料1）
- (2) 発注者綱紀保持マニュアルの改正内容説明（資料2）
- (3) 本所内事務室配置見直しに伴う、綱紀保持対応型執務室への対応状況報告

2. 平成20年度発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画について説明

開催時期：12月中に開催

3. 次回の開催予定について説明

（次回委員会は、平成21年3月に開催する予定だが、事案が発生すれば随時開催）

平成20年度第1回北海道農政事務所発注者綱紀保持研修

【受講者 48名】

日時：平成20年5月29日（木）13:30～

場所：北海道農政事務所5階会議室

<研修内容>

1. 公正入札における関係法令遵守について

- (1) 入札談合と独占禁止法について
- (2) 入札談合等関与防止法について

2. コンプライアンスの必要性と実行対策について

- (1) なぜ綱紀を保持しなければならないのか
- (2) どこまでやらなければならないのか
- (3) 身近なところでの点検活動

3. その他

受講者アンケート及び、レポートの作成

農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの主な改訂内容

1. 訓令の運用に関する Q & A の充実

- (1) 勤務時間の内外を問わない職員 OB との接触に関する事項、
- (2) 事業者等から入室制限を行っている場所への立入りや挨拶を受けた場合の対応方法、
- (3) 訓令に抵触すると思料される行為を発見した場合や不当な働きかけを受けた場合の報告に関する事項、
などについて Q & A の充実。

2. 発注事務の各段階における留意点の追加

「発注事務の各段階における留意点」について、物品購入や役務等契約に関する留意点等の追加。

3. 関係法令等の整備に伴う改正

- (1) 国家公務員法の改正に伴う内容の追加（不正な行為についての働きかけ規制等）。
- (2) 懲戒処分の指針について（平成 12 年 3 月 31 日付け職職－68 人事院事務総長通知）の追加（入札談合等に関与する行為）。
- (3) 農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報 平成 18 年 4 月 1 日付け大臣官房秘書課長通知）の内容の追加（弁護士を配置した外部受付・相談窓口の設置等）。